

危険行為を  
繰り返すと

# 「自転車運転者講習」 受講が命じられます

「自転車運転者講習」とは

14歳以上の運転者が対象で、都道府県公安委員会から講習受講命令！  
3ヶ月以内の指定された期間内に受講しないと5万円以下の罰金

3年以内に  
2回以上の違反行為

受講命令

3時間の講習  
手数料 6,000円

## 信号無視

法第7条違反



信号機や警察官の  
手信号等に従わない行為

## 歩道通行や車道の右側通行等

法第17条第1項、第4項又は第6項違反



車道と歩道等が区別されている道路で、  
歩道を通行したり、道路（車道）の右側を  
通行する行為

## 左方車優先妨害・優先道路車妨害等

法第36条違反



信号のない交差点等で、左から  
くる交差車両や優先道路などを  
通行する交差車両等の進行を  
妨害したり、交差点に入る時に  
徐行しないなどの行為

## 一時不停止

法第43条違反



一時停止標識等を無視し、  
交差点に進入したり、  
交差道路を通行する  
車両等の進行を  
妨害する行為

## 酒酔い運転

法第65条第1項違反



酒に酔った状態で  
運転する行為

## 通行禁止道路（場所）の通行

法第8条第1項違反



道路標識等で通行を禁止  
されている道路（場所）を  
通行する行為  
※警察署長の許可を得た場合は除きます

## 路側帯での歩行者の通行妨害

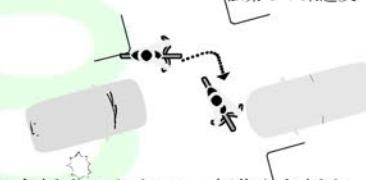
法第17条の2第2項違反



自転車が通行できる路側帯で  
歩行者の通行を妨げるよう  
な速度と方法で通行する行為

## 右折時、直進車や左折車への通行妨害

法第37条違反



交差点で右折するときに、直進や左折を  
しようとする車両等の進行を妨害する行為

## 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反



歩道の車道寄りの部分や  
通行指定部分を徐行  
しなかったり、歩行者の  
通行を妨害しそうなのに  
一時停止しないなどの行為

## 安全運転義務違反

法第70条違反



ハンドルやブレーキ等を  
確実に操作せず、  
また、他人に危害を  
及ぼすような速度や  
方法で運転する行為

## 歩行者用道路での歩行者妨害

法第9条違反



自転車の通行が認められている歩行者用  
道路を通行する際に、歩行者に注意を払  
わなかったり、徐行しなかったりする行為



歩行者用道路  
軽車両を除く

## 遮断踏切への立入り

法第33条第2項違反



遮断機が閉じていたり、  
閉じようとしていたり、  
警報器が鳴っているとき  
に踏切に立ち入る行為

## 環状交差点安全進行義務違反等

法第37条の2違反



環状交差点内を通行する車両等の  
進行を妨害したり、交差点に入るときに  
徐行をしないなどの行為

## 制動装置不備の自転車の運転

法第63条の9第1項違反



ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの  
性能が不良な自転車で走行する行為

## 妨害運転

法第117条の2第6号・  
法第117条の2の2第11号違反



他の車両等の通行を妨害する目的で、  
一定の違反となるような行為をして、  
交通の危険の懼れまたは、著しい交通  
の危険を生じさせる行為